平成３０年（フ）第６８２号
千葉県船橋市松が丘５丁目１番17号　メゾン石神205号
債務者　阿部　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第７０２号
千葉県市原市君塚２丁目18番地16
債務者　安藤　貴子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３９９号
愛知県小牧市光ケ丘５丁目22番地　県営光ケ丘第二住宅３棟502号、従前の住所愛知県犬山市大字羽黒字北金屋８番地２　レインボー第二羽黒302
債務者　深谷　和子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７５号
香川県高松市木太町3035番地１　アリストガーデンⅡ101
債務者　井口　真紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１３６号
香川県高松市寺井町247番地　市住Ｃ－204
債務者　岩倉　啓子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５４２号
福岡県太宰府市五条５丁目４番19号　コーポリメイ101号
債務者　岩本眞佐代
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７０５号
福岡市東区若宮４丁目５番10―203号
債務者　古賀　りな
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２２号
福岡市西区愛宕南２丁目12番12―401号
債務者　佐々木弘之
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２４号
福岡市城南区鳥飼７丁目24番14号
債務者　梅永　春香
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７３２号
福岡市博多区博多駅前４丁目23番28―303号
債務者　岩井文子こと　高　　文姫
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６０号
福岡市中央区六本松２丁目４番23―901号
債務者　宮原　奈巳
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７６４号
福岡市南区野間３丁目16番17―202号
債務者　兼重　　達
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８５号
福岡市早良区有田１丁目28番８―201号
債務者　堀川　誉純
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８７号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦３丁目11番10号
債務者　草野　信治（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７９７号
福岡市東区名島２丁目７番13―103号
債務者　松本　純子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８０６号
福岡県古賀市谷山836番地９　シャインフォレスト101号
債務者　黒木　純平
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第８３７号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番12号
債務者　泉　　重幸
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部